

廃棄物の輸入の承認について

輸入注意事項19第10号(19.3.6)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる廃棄物の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、当該廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸入の承認については、「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号)又は「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号)に基づいて行います。

また、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第16号(廃棄物の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物(同条第4項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。)

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010)2通
- ② 申請理由書(別紙の様式によるもの)1通
- ③ 輸入契約書の写し1通
- ④ 廃掃法第15条の4の5第1項の規定による環境大臣の輸入許可証(以下「廃棄物輸入許可証」という。)の写し1通
- ⑤ その他必要と認められる書類

※提出書類は原則として返還しない。

(2) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

3 輸入の承認

当該輸入申請が上記2に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められた場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で以下の条件を付して、承認を行うものとする。

なお、廃掃法第15条の4の5第2項に定める国その他の環境省令で定める者が輸入を行う場合は、輸入の承認を要しないものとする。

(条件文)

1. この承認証については、 年 月 日付け環 号の廃棄物輸入許可証に基づく輸入であること。
2. 廃棄物輸入許可証の内容に変更があった場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。
3. この承認証に係る貨物の全部又は一部を輸入しなくなったときは、遅滞なく、この承認証を経済産業大臣に提出しなげなばならない。

4. その他事項

(1) 廃棄物輸入許可証の内容変更に伴う手続について

上記3に規定する承認条件に従って行う届出の様式は任意とする。また、当該届出の内容に応じて、輸入承認証の内容変更又は新たな輸入承認申請を要する場合がある。

(2) 輸入承認証の有効期間について

原則として、廃棄物輸入許可証の「輸入予定年月日」欄の「輸入を行う期間」の最終日を輸入承認証の有効期間とする。

[別 紙]

廃棄物の輸入に係る輸入承認申請理由書

申請年月日

経済産業大臣 殿

申 請 者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住所(電話番号)

輸入貿易管理令第4条第1項2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

記

- (1) 商品名
- (2) 型及び銘柄
- (3) 数量及び単価
- (4) 価格条件及び単価
- (5) 外国為替金額の総計
- (6) 原産地
- (7) 船積地域及び船積港
- (8) 到着予定年月日
- (9) 商品の説明及び用途

(注)用紙の大きさは、A列4番とする。